

# MP3. CO. JP事件

By 弁護士 小倉秀夫

- 平成10年3月、Aが「mp3. co. jp」の登録申請
- 平成10年3月、Y設立
- 平成10年6月、X設立
- 平成10年10月、Aが「mp3. co. jp」の登録抹消、X登録申請
- 平成11年4月、Xが「mp3. co. jp」の登録申請
- 平成11年7月、JPNICがXを保有者として登録
- 平成13年2月、YがXにドメイン名の譲渡を要求
- 平成13年2月、Yが日本語ページを開設
- 平成13年4月、Yが日本語サービスを正式にスタート
- 平成13年3月、Yが日本知的財産仲裁センターに紛争処理の申立て
- 平成13年5月、仲裁センターが移転を命ずる裁定
- 平成13年6月、Xが東京地裁に訴訟提起

# 登録者とJPNICとの関係

登録者は、ドメイン名の登録申請に際し、またはその維持・更新にあたり、JPRS に対し以下のことを告知する。

- (b) 登録者が知る限りにおいて、当該ドメイン名の登録が、第三者の権利または利益を侵害するものではないこと
- (c) 不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)で、当該ドメイン名を登録または使用していないこと

上記いずれかの事項が事実でなかった場合、登録者は本方針に従って当該ドメイン名登録の移転または取消を受ける場合があることに同意する。

# 移転・取消裁定後の手続き

いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、**当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる**。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、**JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後10日間(JPRS の本店の営業日で計算)の間、保留する**。もしこの10日間の中に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第3条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したとの文書(裁判所受領印のある訴状等)の正本の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。

# 訴訟物は？

- MP3. CO. JP事件
  - 不正競争防止法に基づく差止請求権
- GOO. CO. JP
  - ドメイン名を使用する権利

# 不正競争防止法2条1項1号

- 他人の商品等表示・・・として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

## 不正競争防止法2条1項12号

- 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

# 不正競争防止法3条1項

- 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。



# 「不正の利益を得る目的で」

- 「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」
  - 自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的
  - 他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的

# 「他人に損害を加える目的」

- 他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」
  - 当該ドメイン名のウェブサイトの中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的